

定期積金

令和4年4月1日現在

商 品 名	定期積金（スーパー積金）
販 売 対 象	法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団 等
期 間	6ヵ月以上5年以下
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・預入方法は、原則口座引き落としとします。 ・1,000円以上 ・1円単位 ・1円
払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利 息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払い方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税 金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。（マル優のご利用の場合はできません。）
手 数 料	不要です。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに0.7%上乗せした利率） ・満期金を契約者名義の口座に自動振替することができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。）
金利情報の入手方法	金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又はお客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが、全額保護の対象ではありません）

預-7